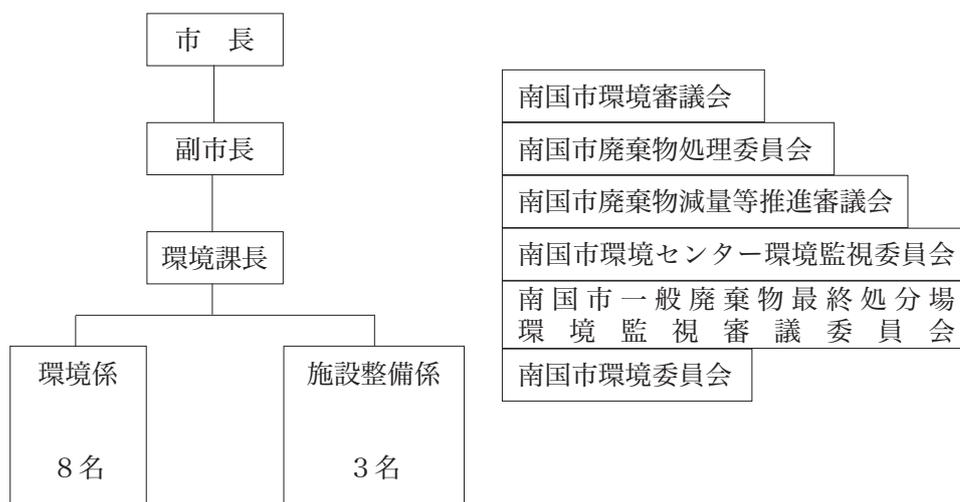


第2章 環境のあらし

第2章 環境のあらまし

第1節 環境行政の体制

1. 行政機構（令和5年度）



2. 事務分掌

施設整備係

- (1) し尿及び廃棄物処理施設に関すること。
- (2) 浄化槽に関すること。
- (3) 再生可能エネルギーに関すること。

環境係

- (1) 自然環境の保護に関すること。
- (2) 廃棄物処理に関すること。
- (3) そ族、害虫等の駆除に関すること。
- (4) 墓地等の許可に関すること。
- (5) 生活環境保全及び清掃対策に関すること。
- (6) 公害の調査及び公害防止対策に関すること。
- (7) 生活環境等の苦情処理に関すること。
- (8) 犬の登録及び狂犬病の予防接種に関すること。
- (9) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (10) 課の庶務及び文書の管理に関すること。

3. 審 議 会

南国市環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき南国市環境審議会条例を制定し、環境保全に関する基本的事項を調査審議しています。

南国市廃棄物処理委員会

廃棄物の処理及び廃棄物処理場の建設等廃棄物に関する施策について調査審議し、必要に応じてその施策について建議します。

南国市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量計画、適正処理、再生利用等について廃棄物を体系的・総合的に調査審議します。

南国市環境センター環境監視委員会

南国市環境センターからの放流水及びその他の検査結果について調査審議します。

南国市一般廃棄物最終処分場環境監視審議委員会

一般廃棄物最終処分場からの放流水及びその他の検査結果について調査審議します。

4. 南国市環境委員会及び南国市環境委員連合会

今日におけるごみ処理については、行政機関だけの努力ではその円滑な推進が困難となっており、各自治体とも地域自治会等住民組織の協力を依拠しています。

本市においては、その役割のほとんどを南国市環境委員会が担っています。同会は昭和46年に発足（発足当時は南国市衛生委員会）し、現在372名の委員を擁し、地域に密着した活動を展開し、市環境行政を力強く支えています。ごみステーションの管理、また地域における各種会合の連絡調整、指導とその任務は重く、業務は非常に多岐にわたっており、文字通り行政と市民のパイプ役となっています。

また、地区環境委員会の上部組織として南国市環境委員連合会が昭和49年に発足しています。連合会の事業は、再生及び廃棄物の減量化の推進、環境問題に関する研修会の開催、各種環境行事の推進、環境事業についての調査研究等の職務を遂行し、大変重要な役割を担っています。

南国市環境委員会及び南国市環境委員連合会組織図

南国市環境委員連合会（会長・副会長・監事）

南国市環境委員会の各地区環境委員会ごとの
役員（委員長、副委員長、会計）で構成



第2節 環境の保全に関する制度

1. 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに浄化槽法に定めるもののほか、本市における廃棄物の排出を抑制し、並びに廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理と浄化槽の清掃を適正に行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための条例です。

2. 南国市ほたる保護条例

この条例は、市の貴重な財産である優れた自然環境を後世に残し、市民の豊かな情緒を育み、生活環境を保全するため、市の区域内に生息するほたるを保護するための条例です。

3. 南国市のごみポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例

この条例は、空き缶や吸いがらなどの散乱及び犬のふんの放置防止のため、市・市民・事業者・占有者などの責務及び必要な事項を定めることで、地域の環境美化や美観の推進を行い、やすらぎに満ちた快適な生活環境をつくるための条例です。

4. 南国市からダイオキシン類をなくし、きれいな環境を守る条例

この条例は人の健康に被害を及ぼす恐れのあるダイオキシン類の発生を抑制するために、市、事業者および市民の責務について必要な事項を定めて市民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための条例です。

5. 南国市環境基本条例

この条例はその名の示すとおり環境に関して「骨格となる条例」です。本市における環境基本政策の基本となる理念や枠組みを定めたもので、個別の具体的な規制や措置を定めるというよりも、制度、政策に関する基本方針を明らかにすることにより政策の方向を示すことを主な内容としています。